

函館市まちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 市政の目標である「活気に満ちて、だれもが幸せに暮らせるまち」の実現に向け、女性や若者の視点からの意見等をまちづくり施策に反映させるため、函館市まちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、女性委員、若者委員それぞれ10人以内をもって組織する。

2 女性委員は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。

3 若者委員は、市内に住所を有する満18歳以上満39歳以下の者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、企画部計画推進室計画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月18日から施行する。